

令和7年6月13日

令和7年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

## 目

## 次

1	鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（第1条関係）	・・・	1
2	鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（第2条関係）	・・・	2
3	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例	・・・	3

新旧対照表

(件名) 鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年条例第25号）（第1条関係）

改正案（新）	現行（旧）
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 鳥羽市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 鳥羽市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年条例第32号）（第2条関係）

改正案（新）	現 行（旧）
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 鳥羽市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である選挙運動用ビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該選挙運動用ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該選挙運動用ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 鳥羽市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である選挙運動用ビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該選挙運動用ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該選挙運動用ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合は、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p>

新旧対照表

(件名) 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和31年条例第8号)

改正案 (新)			現行 (旧)		
別表 (第1条、第2条関係)			別表 (第1条、第2条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)			(略)		
投票所の投票管理者	日額 <u>14,500円</u>	同	投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	同
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	同	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300円</u>	同
開票管理者	日額 <u>12,200円</u>	同	開票管理者	日額 <u>10,800円</u>	同
選挙長	日額 <u>12,200円</u>	同	選挙長	日額 <u>10,800円</u>	同
投票所の投票立会人	日額 <u>12,400円</u>  (立会時間内に交替する場合にあっては、報酬の額に立ち会った時間数を乗じ、これを投票所の開設時間数で除して得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。)	同	投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u>  (立会時間内に交替する場合にあっては、報酬の額に立ち会った時間数を乗じ、これを投票所の開設時間数で除して得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。)	同

改正案 (新)			現行 (旧)				
期日前投票所の投票立会人	日額	<p style="text-align: right;"><u>10,900円</u></p> <p>(立会時間内に交替する場合にあっては、報酬の額に立ち会った時間数を乗じ、これを投票所の開設時間数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。)</p>	同	期日前投票所の投票立会人	日額	<p style="text-align: right;"><u>9,600円</u></p> <p>(立会時間内に交替する場合にあっては、報酬の額に立ち会った時間数を乗じ、これを投票所の開設時間数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。)</p>	同
指定病院等における不在者投票の外部立会人	日額	<p><u>12,400円</u>以内で、従事する時間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額</p>	同	指定病院等における不在者投票の外部立会人	日額	<p><u>10,900円</u>以内で、従事する時間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額</p>	同
開票立会人	日額	<p style="text-align: right;"><u>10,100円</u></p>	同	開票立会人	日額	<p style="text-align: right;"><u>8,900円</u></p>	同
選挙立会人	日額	<p style="text-align: right;"><u>10,100円</u></p>	同	選挙立会人	日額	<p style="text-align: right;"><u>8,900円</u></p>	同
(略)				(略)			